

四日市市上下水道局告示第12号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。